

市営住宅使用料の減免制度について

1 減免制度の現状について

法や条例に基づき失業や病気、災害等による支払い能力の著しい低下など特別の事情がある場合、市などの事業主体は申請に基づき住宅使用料の減免を行っている。

国は令和 5 年度より減免事業に対する交付金を廃止するとし、これを契機に本市では令和 3 年度に公営住宅と民間賃貸住宅との家賃の差額や、他市の状況などを考慮し減免制度の見直しに向けて検討するとした。

2 本市の減免制度

法により条例に規定する特別の事情がある場合、生活保護法の最低基準生活費に対する割合に応じ、本来家賃の 20% から 90% の 5 区分の減免率を設定している。

1) 減免率

世帯の月収総額が生活保護法による最低基準生活費に対する割合	減免率
0.500 以内の場合	0.9
0.500 をこえ 1.075 以内の場合	0.8
1.075 をこえ 1.150 以内の場合	0.6
1.150 をこえ 1.225 以内の場合	0.4
1.225 をこえ 1.300 以内の場合	0.2

2) 減免の対象：国の通知と同様

3) 減免世帯数：入居 831 世帯のうち 115 世帯について減免（令和 4 年 4 月 1 日現在）

3 これまでの検討状況

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ①令和 5 年度からの国からの交付金の廃止に伴う減免率のあり方を検討 | } R3 年度 |
| ②建設常任委員会及び市営住宅運営委員会にて改正の考え方を説明 | |
| ③適正な減免制度のあり方に向け収入状況の分析 | } R4 年度 |
| ④減免基準額や減免率のあり方の検討 | |
| ⑤道や道内各市における減免制度の現状調査など | |

4 今後のスケジュール

- 令和 4 年 12 月 経済建設常任委員会での説明
- 令和 5 年 2 月 改正案の作成
 - 3 月 経済建設常任委員会での説明
 - 4 月 市営住宅運営委員会説明
 - 6 月 入居者周知
- 令和 6 年 4 月 新制度へ移行